

定 款

(名 称) 一般社団法人日本食品成分普及協会

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本食品成分普及協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市中央区に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、食品成分の社会的開示を願い、社会啓発ならびに食事制限が必要な人々に食品成分等の情報を発信し、国民の保健向上に寄与することを目的とし、次に掲げる事業を行う。

- (1) 食品成分開示に向けての普及・啓発事業
- (2) 食事療法を支援する事業
- (3) 食事療法に関する調査研究
- (4) 前各号に附帯する一切の事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第 2 章 社 員

(入 社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費等の負担)

第 6 条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第 7 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開 催 地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地近辺にて開催する。また各社員に対しインターネット会議システムを設置し開催することもできる。

(招 集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議 決 権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議 事 録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役 員

(員 数)

第18条 当法人に次の役員を置く。

理事 1名以上10名以内

(選 任 等)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任 期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の一部免除)

第23条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金及び賛助会員

(基金の拠出)

第24条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第25条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第26条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第27条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

(代替基金の積立)

第28条 基金の返還を行うときは、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

(賛助会員)

第29条 当法人は、食品成分の開示に賛同し、食品成分表を提供した企業(食

品・外食関係企業等)を賛助会員とし、賛助会員に対して食品成分開示マークを発行する。

(賛助会員費)

第30条 賛助会員は、社員総会で定めた会員規則に定める会費を支払うこととする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の不分配)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の過半数に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の過半数に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年12月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第38条 当法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

| | |
|---------|---------|
| 設立時理事 | 川 瀬 良 一 |
| 設立時理事 | 山 本 登 |
| 設立時理事 | 大 西 眞 人 |
| 設立時代表理事 | 川 瀬 良 一 |

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 奈良県大和高田市大中南町3番33号

氏名 川 瀬 良 一

住所 愛知県弥富市森津一丁目14番地1

氏名 山 本 登

住所 大阪府富田林市美山台7番3-409号

氏名 大 西 眞 人

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。